

「性に関する指導の手引き」の改訂

1 はじめに

学校教育においては、児童生徒の人格の完成や豊かな人間形成を目的として、性に関する指導を行っている。岐阜県学校保健会では、平成6年3月に「エイズ教育実践の手引き」を作成した。また、岐阜県教育委員会とともに、平成18年3月に「学校における性教育 PART1」、平成19年3月に「学校における性教育 PART2」を作成し、児童生徒の発達の段階に応じて正しい知識を与えるとともに、生命の大切さを理解し、人間尊重や男女平等の精神に基づく望ましい行動がとれるように指導してきた。

しかしながら、近年は、児童生徒の心身の早熟化が進む一方で、スマートフォン等の急速な普及により、インターネット等を介して容易に性情報を入手できるようになっている。このような環境の中、児童生徒が性犯罪の被害者にも加害者にもならないとする視点をもち、性に関する正しい知識や倫理観、自他を尊重する態度を身に付けさせる必要がある。また、援助交際、デートDV、LGBTなどの現代的な性に関する課題にも対応する必要がある。

このようなことから、現代的な課題と知見に基づき、従来の手引きの改訂を図ることを目的に、本年度、特別研究委員会を設置した。なお、学習指導要領の改訂に準じるため、手引きの改訂版は、平成30年度を完成予定としている。

2 委員会での主な取組内容

(1) 第1回委員会（7月12日）

特別研究委員会の設置、開催にあたり、性に関する現状について交流したところ、委員からは次のような意見をいただいた。

- ・小学校児童が自分の裸の写真を送信したり、中学校生徒が出会い系サイトで行方不明になったりしたケースがあり、SNSについては喫緊の課題である。
- ・高等学校によっては、性行動が派手であり、

妊娠・中絶、エイズ、援助交際等の問題を抱えている。

このような現状から、手引きの改訂について、次のことを確認した。

- ・性に関する現代的な課題やの最新知見に基づき、手引きの改訂を図る。
- ・小学校、中学校、高等学校の指導体系やつながりを整理する。

(2) 第2回委員会（9月14日）

「学校における性教育 PART1」に記載されている「性教育の目標及び内容」及び「学校における性教育 PART2」に記載されている「性に関する指導の目標と発達課題」（小・中・高等学校の12年間の指導体系）について、現代的な課題等を加味しながら、加除修正する内容を協議した。

(3) 第3回委員会（12月14日）

第2回委員会の協議内容をもとに、「性に関する指導の目標及び内容（案）」について協議した。

従来の手引きでは、指導の具体的目標に「男性又は女性としての自己の認識を確かにさせる。」とあるが、性同一性障がいへの配慮が求められるため、自認する性を尊重する記述に修正することとした。このように、LGBT等の現代的課題やインターネット環境の変化等を考慮しながら、目標及び内容の修正案について協議した。

さらに、平成29年度の特別研究委員会における取組計画（案）について検討した。

3 おわりに

今年度は、性に関する現状や現代的な課題等に基づいて、従来の手引きの目標及び内容について見直しを図り、骨子案を作成することができた。

今後は、「性に関する指導の目標と発達課題」（小・中・高等学校の12年間の指導体系）の見直しを図り、改訂版を作成するとともに、手引き全体の内容構成を検討していきたいと考える。